

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産課)

◇告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (商工指導課)

臨時種畜検査の実施 (畜産課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定 (四件) (農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (〃)
鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正 (水産課)
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (漁港課)

◇公安告示 開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)
遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

◇公 告 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞 (〃)
准看護婦試験の実施 (医務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 経営等改善資金のうち漁ろう作業省力化機器等設置資金の貸付限度額を現行「二百二十万円」から「二百九十万円」に引き上げることにした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和五十五年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項2中「二百二十万円」を「二百九十万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第千八百八十号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称 東宝企業株式会社	建物の名称 東宝ストア西倉吉店	建物の所在地 倉吉市西倉吉町一三一五
------------------------	--------------------	-----------------------

鳥取県告示第千八百八十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日 平成二年一月八日 午前十時から	検査場所 東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	家畜の種類 牛
----------------------------	-----------------------------------	------------

鳥取県告示第千八百八十二号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）大内地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十三号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）大内地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十三日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業金沢第三地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十三日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十五号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業意上地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十三日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十六号

国府町が行う土地改良事業に係る南広西地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月十三日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千八百八十七号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成元年十二月十二日から施行する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄中三を削り、四を三とし、五から七まで一ずつ繰り上げ、同項貸付限度額の欄中「可変ピッチプロペラを設置する場合にあつては一台につき百五十万円」を削り、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄中六の次に次のように加える。

七 巻取りウインチ

第一経営等改善資金の表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「一台につき八十万円」を「一台につき八十万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては一台につき七十万円」に改め、同表救命消防設備購入資金の項貸付対象の欄中六の次に次のように加える。

七 エンジン自動停止装置

第一経営等改善資金の表救命消防設備購入資金の項貸付限度額の欄中「又は消火器」を「消火器又はエンジン自動停止装置」に改める。

鳥取県告示第千八百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十年九月二十日 鳥取県指令受漁港第四十二号

三 しゅん功認可の年月日

平成元年十二月七日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―三から同大字夏泊五五一七までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と1―1の地点を直線で結んだ線、1―1の地点から1―4の地点までを順次に直線で結んだ線、1―4の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点から5の地点までを順次に通る昭和五十九年の秋分の日満潮位における公有水面と陸地との境界線、5の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四

度〇〇分一一秒）から一七四度三〇分二一四・四〇メートル

ルの地点

1-1の地点 1の地点から五七度〇〇分七九・〇〇メートルの地

点

1-2の地点 1-1の地点から一四七度〇〇分三・一〇メートル

の地点

1-3の地点 1-2の地点から五七度〇〇分二八・〇〇メートル

の地点

1-4の地点 1-3の地点から三二七度〇〇分三・一〇メートル

の地点

2の地点 1-4の地点から五七度〇〇分三一・〇〇メートルの地

点

3の地点 2の地点から一三八度〇〇分三九・三〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八四度三〇分六〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二四五度四五分九三・二〇メートルの地点

6の地点 5の地点から三一六度二〇分一四・四〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二七〇度〇〇分一〇・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二二四度〇〇分三・八〇メートルの地点

(三) 面積

一〇、五四一・二三平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第千八百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑

次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月三日 鳥取県指令受都計三一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字東井手口及び字稲場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第千百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑

次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年八月一日 鳥取県指令受米土維第二百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢三
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町一五

田中興産有限公司

代表取締役 田中美恵子

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	グレート とらさん一	株式会社大一商会
回胴式遊技機	ビッグパルサー	山佐株式会社

鳥取県公安委員会告示第九十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成元年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 聴聞の期日及び場所

平成元年十二月二十日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市長坂新町一一四五
前田哲夫

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和28年法律第203号）第18条の規定により、鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成元年12月12日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験の日時

平成2年2月22日（木）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

3 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者

(1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者

(3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者

(4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者

(5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、県知事が適当と認めたもの

4 受験手続

(1) 受験願書の提出期間

平成22年1月8日(月)から同月16日(火)まで(郵送の場合は、平成22年1月16日(火)までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

(3) 試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真(出願前6箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

エ 3の(1)又は(2)に該当する者は、修業証明書又は卒業証明書(平成

22年3月に修業又は卒業する見込みである者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、同月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

オ 3の(3)、(4)、(5)又は(6)に該当する者であるときは、修業証明書、卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し、若しくは外国において

看護婦免許を得たことを証する書面

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から送付の場合は、現金を送付すること。

6 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県衛生環境部医務課(電話0857-26-7190)に行うこと。

(2) 受験願書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、62円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。